

その作業！本当に安全ですか!?

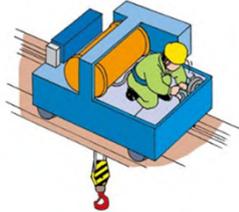
墜落制止用器具使用作業見直しチェックリスト

安易に墜落制止用器具を使用するのみの安全措置に留まっている作業において、安全対策が十分にできていると判断した結果、以下のような労働災害の発生が懸念されています。

今一度、最終的な安全対策が墜落制止用器具の使用のみに留まっている作業について、リスクアセスメントを再実施し、必要な安全措置を十分に検討されるようお願いいたします。

災害事例

天井クレーンの点検中、腰につけていた墜落制止用器具のロープが巻上ドラムに巻き込まれ、ドラムとトロリフレームとの間にはさまれ死亡した。



災害事例

ブランコ板にて外面窓ガラス清掃作業を行っていたところ、メインロープのうち1箇所が外れ、バランスを崩したブランコ板から墜落。ライフラインにより地面への墜落は避けられたものの胴ベルト型墜落制止用器具で宙吊りとなり腹部圧迫により死亡した。

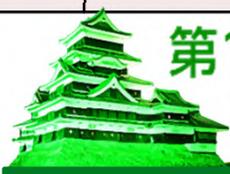
災害事例

発電所の排砂門に漂着した流木、竹を撤去するため、梯子に設置した親綱に胴ベルト型墜落制止用器具をかけ、増水した河川内で流木等の切断撤去作業を行っていた際、竹が反発動揺し、竹に引きずられて水中に転落。水流で引き上げられず救助のためやむなく親綱を切断し、下流で救助されたが死亡した。

確認事項

確認欄

確認事項		確認欄
1	墜落制止用器具の使用を定めている作業について、再度リスクアセスメントを実施し、本質的な安全措置の採用ができないかを十分に検討していますか？（例点検作業の遠隔による点検作業方法の採用など） リスクアセスメント指針参照	
2	十分に要求性能を満たした墜落制止用器具を採用していますか？ 「墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン」参照	
3	作業内容に応じて、そもそも墜落に至らないようにワークポジショニング用器具（ロープ等の張力により、U字つり状態などで作業者の身体を保持する器具）の使用も検討していますか？ ワークポジショニング用器具を使用する作業においては、墜落制止用器具を併用する必要があることに留意すること。	
4	労働者の作業箇所や作業内容、取扱いする機械設備等及び移動経路上の動線の付近などに動力により可動する機械等が無いかを十分に確認し、ある場合には接触等による危険性が無いかを十分に確認していますか？	
5	上記4の場合において、接触等に危険性がある場合には、必要な防護措置を事前に行っていますか？ なお、この際に、使用する墜落制止用器具の形状によっては、ランヤード等が当該防護措置を通過して巻き込まれる等の危険性があることにも十分に留意して必要な防護措置を採用していますか？	
6	墜落制止用器具を使用させる労働者に対して、墜落した場合における自力での脱出方法や救助までの措置などに関して必要な教育等を行っていますか？ また、事前に救助方法等を検討し、付近で作業する関係者に対して、検討した救助方法等を訓練、周知等していますか？	



第14次労働災害防止推進計画 無事に帰す そして 無事に帰る



厚生労働省 長野労働局
松本労働基準監督署

問い合わせ先 安全衛生課
電話0263-44-1252

(R6.9)

参考リスクアセスメント指針抜粋【指針】10 リスク低減措置の検討及び実施

- (1) 事業者は、法令に定められた事項がある場合にはそれを必ず実施するとともに、次に掲げる優先順位でリスク低減措置内容を検討の上、実施するものとする。
- ア 危険な作業の廃止・変更等、設計や計画の段階から労働者の就業に係る危険性又は有害性を除去又は低減する措置
 - イ インターロック、局所排気装置等の設置等の工学的対策
 - ウ マニュアルの整備等の管理的対策
 - エ 個人用保護具の使用



【施行通達】10 リスク低減措置の検討及び実施について

- (1) 指針の10(1)の事項については、次に掲げる事項に留意すること。
- ア 指針の10(1)アの「危険性又は有害性を除去又は低減する措置」とは、危険な作業の廃止・変更、より危険性又は有害性の低い材料への代替、より安全な反応過程への変更、より安全な施工方法への変更等、設計や計画の段階から危険性又は有害性を除去又は低減する措置をいうものであること。
 - イ 指針の10(1)イの「工学的対策」とは、アの措置により除去しきれなかった危険性又は有害性に対し、ガード、インターロック、安全装置、局所排気装置の設置等の措置を実施するものであること。
 - ウ 指針の10(1)ウの「管理的対策」とは、ア及びイの措置により除去しきれなかった危険性又は有害性に対し、マニュアルの整備、立入禁止措置、ばく露管理、警報の運用、二人組制の採用、教育訓練、健康管理等の作業者を管理することによる対策を実施するものであること。
 - エ 指針の10(1)エの「個人用保護具の使用」は、アからウまでの措置により除去されなかった危険性又は有害性に対して、呼吸用保護具や保護衣等の使用を義務づけるものであること。また、この措置により、アからウまでの措置の代替を図ってはならないこと。
 - オ 指針の10(1)のリスク低減措置の検討に当たっては、大気汚染防止法等の公害その他一般公衆の災害を防止するための法令に反しないように配慮する必要があること。

【対策の例(参考)】

- 危険な箇所での点検作業についてドローンや監視カメラ等による点検への変更
- 墜落防止のための手すり等の設置、巻き込まれ防止のための柵、囲い等の設置など
- 危険箇所への立入禁止措置、巻き込まれ危険のある箇所での近傍作業時の運転停止など
- 作業箇所の状況に応じた墜落制止用器具の使用。この場合には特に「管理的対策」の措置についても十分に見直し等することが必要である(関係労働者への教育訓練や作業手順の見直しなど)

まだ旧規格の「安全帯」を使用していませんか? 「墜落制止用器具」の使用を!
 ~ 安全・安心な作業のため、適切な器具の使用をお願いします ~

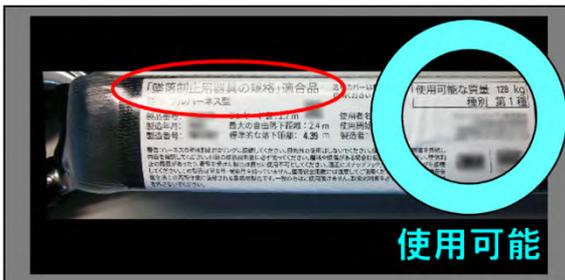
旧規格製品と新規格製品の主な見分け方

「旧規格製品」
 ベルトやランヤード部分等にある「ラベル」に、「安全帯の規格」と表示されている。

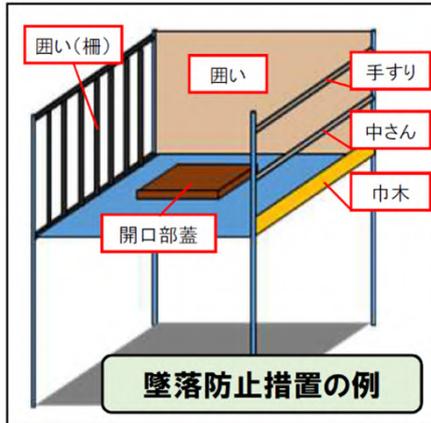


令和4年1月2日以降使用不可となっています!

「新規格製品」
 ベルトやランヤード部分等にある「ラベル」に、「墜落制止用器具」若しくは「墜落制止用器具の規格」と表示されている。



高所作業における墜落防止措置の基本は、作業床と、囲い・手すり等の設置 (労働安全衛生規則第518条・第519条)



上記の表示例にあてはまらない製品もあります。詳しくはメーカー等にご確認ください。

注意! ショックアブソーバの種類によってかける場所が異なります!

フックをかける場所がなければ、かける場所を用意する (労働安全衛生規則第521条)

